

返戻金制度について

株式会社 MARU International（許可番号：27-ユ-300970）の紹介によるコンサルティング費用を発生後、返戻金について場合、以下に定めるものとする。

採用者への紹介業務が完了し、被採用者が入社してから6ヶ月以内に、当該人材が本人都合及び本人の責めに帰すべき理由にて退職した場合、受領した紹介手数料を次により返戻する。

1. 1ヶ月未満は70%
2. 1ヶ月以上3ヶ月未満は50%
3. 3ヶ月以上6ヶ月未満は30%

但し、被採用者の責に因らない解雇、雇用主に起因する退職、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他株式会社 MARU International 免責が妥当と判断される事由の場合、この限りではないものとする。

以上

事業所：

株式会社 MARU International 大阪事業所

所在地：

大阪府豊中市庄内西町1丁目3番15号 1F